

千葉県耐震診断助成事業の実施に係る取扱要領

千葉県耐震診断助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第25条及び千葉県耐震診断費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第32条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を、次のとおり定める。

1 共通

(1) 補助予定件数等の周知

市長は、千葉県耐震診断費補助事業に係る当該年度の予算が確保されたとき、速やかに、次の事項等を公表し、市民に周知するものとする。

ア 補助予定件数

イ 交付申請の受付期間

ウ 募集方法

エ 交付申請額が予算額に達した場合の取扱い

(2) 受付期間

交付申請の受付期間は、次の事項を勘案して決定するものとする。

ア 補助事業者が交付申請するために必要な十分な期間が確保できること。

イ 補助事業者への補助金支出に係る手続きが年度内に完了すること。

ウ 国費に係る補助金交付申請等の手続きが適切に実施できること。

(3) 木造住宅の受付方法

受付方法は、申請見込件数や予算などを勘案して、ア又はイのどちらかを選択するものとする。

ア 先着順にて受け付ける。

イ 受付期間内の申請件数が募集件数を超えた場合、公開抽選により決定するものとする。公開抽選を実施し、補助事業の対象者を決定したときは、千葉県耐震診断費補助事業抽選結果通知書（別記様式第2号）により抽選結果を通知するものとする。申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、それ以降の申請については先着順にて受け付ける。

(4) 分譲マンションの受付方法

補助事業者は、耐震診断の実施に関する決議を行う前に、原則としてあらかじめ市と事前相談を行うものとし、交付申請の受付期間内で受付を行う。

(5) 補助対象住宅（事業要綱第2条第6号ウ）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき、指定された区域に建築されていないもの」については、建築基準法施行令第80条の3に適合している場合に限り、この限りではない。

2 木造住宅

(1) 補助対象住宅（事業要綱第2条第6号ア）

「市長が認める場合」とは、所有者の親族が居住しかつ所有者に賃貸利益の発生しない場合をいう。

(2) 補助事業者（事業要綱第2条第8号）

「補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合」とは、所有者が遠方に居住している又は病気若しくは介護等の理由により、手続きを行うことができないことをいう。

(3) 耐震診断基準の取扱い（事業要綱第2条第10号）

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと。

3 マンション

(1) 耐震診断基準、指針の取扱い（事業要綱第2条第14号）

ア 一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと。

イ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと。

ウ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと。

附 則

この要領は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月17日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。